

# 後期高齢者医療保険制度についてのお知らせ

## 新しい被保険者証（保険証）をお届けします

現在お持ちの被保険者証の有効期限が令和3年7月31日までとなっていますので、新しい被保険者証への切り替えを行います。新しい被保険者証が7月31日までに簡易書留郵便で届きますので、現在お持ちの被保険者証は8月1日以降に破棄してください。（個人情報漏えいに十分ご注意ください。）

新しい保険証は赤みがかった色に変わります。

\*後期高齢者医療の保険証は安八町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	見本
氏名	広域 太郎	
一部負担金の割合	〇割	
有効期限	令和3年7月31日	

  

後期高齢者医療被保険者証	有効期限		
被保険者番号	〇〇〇〇〇 令和3年7月31日		
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地		
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
発行期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和2年8月1日		
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇		
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		



被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	見本
氏名	広域 太郎	
一部負担金の割合	〇割	
有効期限	令和4年7月31日	

  

後期高齢者医療被保険者証	有効期限		
被保険者番号	〇〇〇〇〇 令和4年7月31日		
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地		
氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
発行期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	令和3年8月1日		
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇		
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		

## 令和3年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和3年度の保険料は、令和2年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

令和3年度の保険料額は、以下のア、イの合計額になります（ただし、64万円を上限とします）。

ア：均等割額（被保険者一人あたり44,411円）

イ：所得割額（※被保険者の所得×所得割率8.55%） ※総所得金額等－43万円（基礎控除額）

\*基礎控除額は、令和3年から43万円に変わりました（令和2年までは33万円）。

## 確定申告期限の延長期間に申告された方へ

確定申告期限の延長期間以降に令和2年の確定申告をされた方は、申告された所得情報が医療費の負担割合や保険料額の計算に間に合わない可能性があります。この場合、令和3年7月には所得情報がない状態で作成された保険証や後期高齢者医療保険料額決定通知書をいったん送付させていただき、後日、正しい負担割合や金額が記載された保険証や後期高齢者医療保険料額変更通知書等をお送りさせていただくことがあります。また、今まで特別徴収（年金からの天引き）で納付をしていただいた方が、普通徴収（口座振替または納付書払い）による納付に切り替わることもあります。お手順をおかけいたしますが、何卒ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。